

福 介 第 588 号
令和6年11月21日

各関係福祉団体の代表者 様

静岡県健康福祉部介護保険課長

令6年度外国人留学生支援事業費補助金の申請受付開始について（依頼）

日頃、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、介護福祉士を目指して日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍する外国人留学生に、学費や生活費等に係る経費を貸与又は給付する介護事業所を運営する法人に対して、その経費の一部を補助しています。

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間内において、外国人留学生に貸与又は給付する学費等の経費が対象となりますので、御活用いただきたく、関係者への周知について、御配慮をお願い申し上げます。

併せて、本補助金の交付要綱が一部改正されましたので、通知します。

なお、各介護事業所には、当課からメールにて周知していることを申し添えます。

記

1 対象者

県内の日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍する外国人留学生に、学費や生活費等に係る経費を貸与又は給付する県内の介護事業所を運営する法人

2 対象経費

(1) 日本語学校の生徒

外国人留学生に貸与又は給付する学費及び生活費

(2) 介護福祉士養成施設の学生又は生徒

外国人留学生に貸与又は給付する生活費

(学費については、介護福祉士修学資金で別途対応いたします。)

3 申請受付期間（今年度は1回目のみ）

令和6年11月21日（木）から令和6年12月21日（金）まで

※予算の範囲内で交付します。

4 補助金交付要綱等

介護保険課ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/kaigohoken/1040743/1040745/1022711.html>

担 当 介護人材班 池田
電話番号 054-221-2314